

# 島根県報

号外第1111号

平成十四年十一月一十七日

(金曜日)

- 「1号の次に次の1号を加える。  
 三 消費税及び地方消費税の滞納がなゝいゝ、又は納税義務がなゝいゝ。

第四条第一項第一号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の1号を加える。

五 消費税及び地方消費税の滞納がなゝいゝ、又は納税義務がないいゝの納税証明書（申請日前二月以内に発行されたものに限る。）

## 四 次

### 旨 示

宍道湖流域下水道終末処理場における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正

### 特定調達公告

平成十四年度における特定調達による宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務の委託に係る競争入札の

参加資格等  
宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公表する。

島根県報

(1) 平成14年12月27日

この告示は、平成十四年十一月一十七日から施行する。

### 附 則

平成14年度において、宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務の委託に係る特定調達の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成14年12月27日

### 特 定 調 達 公 告

島根県知事 澄田信義

#### 1 特定調達契約により調達をする役務の種類

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続き  
宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成10年島根県告示第58号）に定めるところによる。

島根県知事 澄田信義

題名中「宍道湖流域下水道終末処理場」を「宍道湖流域下水道終末処理場等」に改める。

第一条中「宍道湖流域下水道終末処理場」の「」を加える。

第一項中「「宍道湖流域下水道終末処理場等」」を加える。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成14年12月27日

島根県知事 澄田信義

## 1 調達内容

## (1) 委託業務名及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託一式

## (2) 委託場所

宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）及び宍道湖西部浄化センター（島根県簸川郡大社町中荒木2391）ほか

## (3) 業務内容

保守点検業務、運転操作監視業務、汚泥処理業務、警備業務、水質試験業務、事務

## (4) 委託期間

平成15年4月1日から平成18年3月31日まで

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

## (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成10年島根県告示第58号。以下「審査要綱」という。）第2条の規定による資格の認定を受けている者であること。

(3) 過去5年の間に下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場の維持管理業務の受託実績があること。

(4) 下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者で、かつ、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。）第3条第1号に基づく下水道処理施設管理技士の資格を有する者を宍道湖東部浄化センター

及び宍道湖西部浄化センターごとにそれぞれ専任で2名配置できること。

(5) 入札日において、島根県の指名停止を受けていない者であること。

(6) 島根県において、県税の滞納がない者又は納稅義務がない者であること。

(7) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納稅義務がない者であること。

(8) 登録規程第10条の規定により消除を受けていないこと。

(9) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

## 3 入札手續等

## (1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県土木部下水道推進課 管理係 電話0852-22-5470

## (2) 入札説明書の交付の時期及び場所

平成15年1月6日から平成15年1月24日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、(1)の場所において交付する。（要請があった場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は要請者の負担とする。）

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

## (3) 設計図書等の配布の時期及び場所

入札参加資格があると認めた者であって、設計図書等の購入を希望する者に対し、平成15年2月10日から平成15年2月28日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、財團法人島根県建設技術センターにおいて有料配布する。

配布時間は、午前9時から午後5時までとする。

〒690-0013 島根県松江市古志原四丁目1-1

財團法人島根県建設技術センター 電話0852-21-9918

## (4) 設計図書等の閲覧の時期及び場所

入札参加資格があると認めた者であって、設計図書等の閲覧を希望する者は、平成15年2月5日から平成15年2月28日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、(1)の担当部局において閲覧ができる。

閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

## 島根県公募入札告白

- (5) 入札の受領期限及び提出場所  
 ア 期 限 平成15年3月3日 午前11時（郵便による入札にあっては、2月28日午後5時）  
 イ 提出場所 平成15年3月3日 午前10時までは(1)の場所とし、それ以後は(6)イの開札場所とする。
- (6) 開札の日時及び場所  
 ア 日時 平成15年3月3日 午前11時  
 イ 場所 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター 6階 中会議室
- (7) 契約条項を示す場所  
 (1)の場所において示す。
- 4 その他  
 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
 入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金  
 契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札に要求される事項  
 ア この入札に参加を希望する者は、審査要綱第4条第1号から第5号までに規定する申請書類を、平成15年1月24日午後5時までに3(1)の場所に提出し、同要綱第2条の規定による認定を受けなければならない。ただし、同要綱第6条に規定する入札参加資格の有効期間が、入札の日において満了しない者は除く。  
 イ この入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成15年1月6日から24日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日の間に3(1)の場所に持参しなければならない。この場合において、受付時間は午前9時から午後5時までとする。
- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否  
 要する。

- (7) 落札者の決定方法  
 島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (8) その他  
 ア 詳細は入札説明書による。  
 イ 議会において本公告に示した業務に係る予算の議決がなされない場合には、当該業務に係る契約は締結しない。

## 5 Summary

- (1) Commodities procured and service name and quantity : Lake Shiniji River Basin Sewerage Treatment Plant etc. Maintenance Management Program  
 (2) Date and Time for Bidding : March 3, 2003, 11.00 am  
 (3) Department in charge of contracts : Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852-22-5470

平成14年12月27日

島根県報

号外第122号 (4)

平成十四年十一月二十七日印刷

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行